

## 南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和2年11月24日午後2時00分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 12名
2. 出席委員 12名にしてその氏名は次のとおり  
1番 高橋 善一      2番 黒澤 ちよ子      3番 高橋 誠一  
4番 峠田 一徳      5番 浅野 厚司      7番 本間 仁一  
8番 安達 芳紀      9番 佐藤 一志      10番 小野 博  
11番 渡沢 寿      12番 伊藤 圭一      13番 鈴木 正徳
3. 欠席通告委員 1名にして氏名は次のとおり  
6番 渡部 基司
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 局長 大室 拓  
同 上 事務局補佐 山内 美穂  
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎
5. 付議事件  
日程第1 会議録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告について  
日程第4 報第20号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について  
日程第5 議第44号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について  
日程第6 議第45号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
日程第7 議第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
日程第8 議第47号 非農地証明願に対する可否について  
日程第9 議第48号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について

6. 会議の要領  
議長（高橋会長）

（開会：ときに午後2時20分）

令和2年11月18日付け南農委告示第12号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は12名であります。

なお、本日欠席する旨の届があった委員は6番渡部基司委員1名であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程によって進めてまいります。

議長（高橋会長）

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。8番安達芳紀委員、9番佐藤一志委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 8番 安達芳紀委員  
9番 佐藤一志委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。  
会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。  
よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によりご了承願います。

議長（高橋会長）

次に、日程第4 報第20号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、報第20号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が1件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

1番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲番 田 4,948㎡を賃借人の申出により、合意解約するものです。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。  
……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声が有りますので、報第20号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第5 議第44号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第44号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転4件の許可申請がありましたので提案するものであります。  
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲番▲▲ 畑 161㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。  
2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、松沢字土石山678番25 畑 1,487㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。  
3番につきましては、▲▲の■■■■さん外2名と▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲番▲▲ 田 2,339㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。なお、譲受人の■■■■さんは、▲▲在住になっておりますが、▲▲にお住まいの■■■■さんの農業後継者になっておりまして、以前3条の使用貸借の許可をしていると言うこともございまして耕作可能の範囲と言うことで申請を受付けしたものです。  
4番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲番▲▲ 畑 外5筆 合計142.66㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

議長（高橋会長） ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。  
はじめに、議第44号 1番、3番の現地調査について、  
7番本間仁一委員より、報告をお願いします。

7番  
（本間仁一委員） 昨日、1番と3番の現地調査を行って参りました。  
1番につきましては、耕作されておられませんけども、草刈等整備されており、3番については、耕作された後、秋うないされておりきれいな状態でしたので、周辺の農地に影響が無いことを確認して参りました。

議長（高橋会長） 次に、2番、4番の現地調査について、  
8番安達芳紀委員より、報告をお願いします

8番  
（安達芳紀委員） 朝に現地調査をして参りました。  
2番に関しては、すべて耕作されており周辺農地に影響が無いことを確認しました。  
4番の件に関してですが、申請地の▲▲と▲▲という所に関して農作業小屋が建っていました。聞いたところ昭和40年代後半から建っていたということで、どうかなと思い、事務局に確認したところ、200㎡以下の農業用施設であれば問題無いということなので大丈夫ということ判断しました。

議長（高橋会長） お諮りいたします。  
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なし……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。  
それでは、一括して審議いたします。  
本案件について、質疑、意見を求めます。

議長（高橋会長） 質疑、意見はございませんか  
……………質疑、意見なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第6 議第45号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第45号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第4条第1項の規定により、本委員会に対し1件の許可申請がありましたので、提案するものであります。  
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲字▲▲番▲▲の一部 田919㎡について、農機具格納庫等の農業用施設として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分農振農用地内農地ではありますが、例外規定の農業用施設に該当し、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

議長（高橋会長） ここで、議第45号 1番の現地調査について、2番黒澤ちよ子委員より、報告をお願いします。

2番（黒澤ちよ子委員） 11月18日に、私と高橋誠一委員、大室事務局長の3名で、4条の1件の現地確認を行って参りました。

この案件については申請通りだったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長） これより本案件について、審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見はございませんか。

……………異議なし……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします、ただいまの案件について、申請のとり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第7 議第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し3件の許可申請がありましたので、提案するものであります。

関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） 　ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　3件とも、一時転用の申請となります。先月まで申請ありました■■■■の携帯電話基地局に設置に伴う、工事用地の一時転用となります。

　1番につきましては、■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲番▲▲の一部 田 38.37㎡に使用貸借権を設定し、工事用仮設用地として利用するため、申請があったものです。

　当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

　2番につきましては、■■■■さんが、▲▲の■■■■さん相続人■■■■さんから、▲▲字▲▲番 畑 59㎡に使用貸借権を設定し、工事用仮設用地として利用するため、申請があったものです。当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

　3番につきましては、■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲番の一部 田 63㎡に使用貸借権を設定し、工事用仮設用地として利用するため、申請があったものです。

　当該地は、原則転用できない農振農用地内ですが、例外規定の一時転用に該当し、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

議長（高橋会長） 　ここで、議第46号1番から3番までの現地調査について、3番高橋誠一委員より、報告をお願いします。

3番  
（高橋誠一委員） 　11月18日に、私と黒澤ちよ子委員、大室事務局長の3名で、5条の3件の現地確認に行きまして、すべての案件について申請通りだったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長） 　お諮りいたします。  
　これより、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なし……………

議長（高橋会長） 　異議なしと認めます。  
　それでは、一括して審議いたします。

議長（高橋会長） 　本案件について、質疑、意見はございませんか。

……………なし……………

議長（高橋会長） 　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について表決いたします。  
お諮りいたします、ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第8 議第47号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第47号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し1件ありましたので、提案するものであります。  
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 1番につきましては、▲▲の■ ■ ■ ■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲番 外1筆 登記地目が 畑 合計558㎡が、昭和63年以前から住宅敷地の一部として利用して、現在に至っているものです。  
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

議長（高橋会長） ここで、現地調査について、報告をお願いします。  
議第47号 1番の現地調査について、2番黒澤ちよ子委員より、報告をお願いします。

2番  
（黒澤ちよ子委員） 11月18日に、私と高橋誠一委員、大室事務局長の3名で、非農地証明願1件の現地確認に行つて参りました。  
この案件については申請通りであることをご報告申し上げます。

議長（高橋会長） お諮りいたします。これより、審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。ただいまの案件について、願い出のとおり証明  
することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。  
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しま  
した。

議長（高橋会長） 次に、日程第9 議第48号「南陽市農用地利用集積計画の策定に  
係る決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第48号「南陽市農用地利用集積計画の  
策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、令和2年11月11日付け農第698号をもって、南陽市  
長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づ  
いて、1件の賃借権の設定に関する農用地利用集積計画を策定するた  
め、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決  
定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議  
のうえ決定くださるよう、よろしく願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありました。事務局長補佐の補足説  
明を求めます。

山内事務局長補佐 賃借権設定が1件で計画面積が田8,883㎡となっております。  
賃借権の設定につきまして、ご説明を申し上げます。  
1番につきまして、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの間  
で設定するもので、▲▲字▲▲番の田、125㎡始め16筆の合計8,  
883㎡について、新規の10年契約で、毎年11月30日支払、金  
納となっております。  
なお、そのうち、▲▲字▲▲番の田、125㎡始め8筆については、  
耕作条件がよくないことから無償での契約となっております。  
以上でございます。

議長（高橋会長） お諮りいたします。これより審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定す  
ることが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………



議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和2年11月18日付け南農委告示第12号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後2時21分）